

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

(高齢福祉課)

ページ
一

号外(一) 平成二十年三月二十一日

規則

岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県老人福祉法施行細則(昭和三十八年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第十五条の二」を「第十五条の二第一項」に改める。

第八条を次のように改める。

(養護老人ホーム等設置届)

第八条 法第十五条第三項の規定による届出は、養護老人ホーム設置届(別記第七号様式)又は特別養護老人ホーム設置届(別記第七号様式の二)によらなければならない。

第八条の次に次の一条を加える。

(養護老人ホーム等設置認可申請書)

第八条の二 法第十五条第四項の規定による認可の申請は、養護老人ホーム設置認可申請書(別記第八号様式)又は特別養護老人ホーム設置認可申請書(別記第八号様式の二)によらなければならない。

二)によらなければならない。

第九条の見出しを「(養護老人ホーム等事業開始届)」に改め、同条中「老人ホームの設置者」を「養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者」に、「老人ホーム事業開始届」を「養護老人ホーム等事業開始届」に改める。

第十条の見出しを「(養護老人ホーム等事業変更届)」に改め、同条第一項中「施行規

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十年三月二十一日

(別紙)

老人デイサ ビスセンタ 等事業変更届記入要領

- 1 各項目について、変更がない場合は現在の状況を記入し、変更がある場合は変更前及び変更後についてそれぞれ記入すること。
- 2 「種類」欄は、老人デイサ ビスセンタ 、老人短期入所施設又は老人介護支援センター のいずれかを記入すること。
- 3 「地理的条件」は、市街地域、郊外地域、山間地域のいずれかを記入すること。
- 4 「規模」欄は他の老人福祉施設に併設の場合は、対象施設の建築面積及び延べ床面積を記入すること。
単独型施設(養護老人ホ ム、特別養護老人ホ ム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない施設をいう。)の場合は、敷地面積も記入すること。
- 5 「設備の概要」は、各サ ビスの用に供する部屋毎に記入すること。
- 6 「主な職員」欄の主な職員とは、施設長、当該事業のサ ビス提供責任者等を指すものであること。
- 7 下記の書類を添付すること。
 - (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
 - (2) 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
 - (3) 位置図及び施設の平面図
 - (4) 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する場合にあつては、定款その他の基本約款

添付書類「老人ホ ム設置届」ハ「次のとおり」

老人ホ ム ハ「次のとおり」養護老人ホ ム ハ「

所在地	
施設の種類の	

「添付書類

所在地

1 施設の設置条例

2 土地及び建物に関する権利関係を明

「添付書類

1 土地及び建物に係る権利関係

2 市町村が当該市町村の区域外

人が設置する場合は、その施設

書

3 地方独立行政法人が施設を設

他の基本約款

明らかにすることができる書類

を明らかにすることができる書類
に施設を設置しようとする場合及び地方独立行政法

を設置しようとする区域の市町村の同意書又は意見
を記載した書類、定款そ

他の基本約款

第7号様式の2 (第8条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

施設設置者 氏 名 印

特別養護老人ホーム設置届

次のとおり特別養護老人ホームを設置したいので、関係書類を添えて届けます。

施 設 の 名 称	
所 在 地	
施 設 の 地 理 的 状 況	
建 物 の 規 模 及 び 構 造 並 び に 設 備 の 概 要	(別 紙)
施 設 の 運 営 に つ い て の 重 要 事 項 に 関 す る 規 程	(別 紙)
入 所 者 か ら の 苦 情 を 処 理 す る た め に 講 ず る 措 置 の 概 要	(別 紙)
職 員 の 勤 務 の 体 制 及 び 勤 務 形 態	(別 紙)
協 力 病 院 の 名 称 診 療 科 名 契 約 の 内 容	(別 紙)
施 設 の 長 そ の 他 主 な 職 員 の 氏 名 及 び 経 歴	(別 紙)
事 業 開 始 予 定 年 月 日	

添付書類

- 1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 2 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合及び地方独立行政法人が設置する場合は、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書又は意見書
- 3 地方独立行政法人が施設を設置する場合は、資産の状況を記載した書類、定款その他の基本約款

別記第八号様式中「第8条関係」や「第8条の2関係」に「老人ホ」△設置認可申請書」や「養護老人ホ」△設置認可申請書」に「次のとおり老人ホ」△」や「次のと

おり養護老人ホ」△」に

所在地		所在地	
施設の種別			

「添付書類

- 1 定款
- 2 土地及び建物に関する権利関係を明らかにすることができる
- 3 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

「添付書類

- 1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる
- 2 資産の状況を記載した書類
- 3 定款その他の基本約款
- 4 施設を設置しようとする市町村の意見書

書類

に次の「同様の次に次の」様式を加える。

」

第8号様式の2 (第8条の2関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

施設設置者 氏 名 印

特別養護老人ホーム設置認可申請書

次のとおり特別養護老人ホームを設置したいので認可されるように、関係書類を添えて申請します。

施設 の 名 称	
所 在 地	
施設 の 地 理 的 状 況	
建物の規模及び構造並びに設備の概要	(別 紙)
施設の運営についての重要事項に関する規程	(別 紙)
入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	(別 紙)
職員の勤務の体制及び勤務形態	(別 紙)
協力病院の名称診療科名契約の内容	(別 紙)
施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	(別 紙)
事業開始 予 定 年 月 日	

添付書類

- 1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 2 資産の状況を記載した書類
- 3 定款その他の基本約款
- 4 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

第10号様式 (第10条関係)

第11号様式 別添

第 年 月 日

岐阜県知事 様

施設設置者 氏 名 印

養護老人ホーム等事業変更届

養護老人ホーム等について次のとおり変更したいので届けます。

施 設 の 名 称	
所 在 地	
施 設 の 種 類	(養護老人ホーム、特別養護老人ホームの別を記入すること。)
土 地 又 は 建 物 に 係 る 権 利 関 係	(別 紙)
建 物 の 規 模 及 び 構 造 並 び に 設 備 の 概 要	(別 紙)
施 設 の 運 営 方 針	(別 紙)
職 員 の 定 数 及 び 職 務 の 内 容 (職 員 の 変 動 を 含 む 。)	(別 紙)
事 業 等 変 更 年 月 日	

備考

- 1 各項目について、変更がない場合は現在の状況を記入し、変更がある場合は変更前及び変更後についてそれぞれ記入すること。
- 2 記載事項が多いため、この様式により難しい場合は、用紙の枚数を増加し、又は別紙に記載する等によりこの様式に準じた届を作成すること。
- 3 条例又は定款を変更したときは、その写しを添付すること。

第12号様式 (第11条関係)

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

施設設置者 氏 名 ①

養護老人ホム等廃止・休止・入所定員変更届

養護老人ホム等について次のとおり
 { 廃止したい
 休止したい
 入所定員を変更したい } ので届けます。

施 設 の 名 称	
所 在 地	
施 設 の 種 類	(養護老人ホム、特別養護老人ホムの別を記入すること。)
廃止・休止・ 定員変更を行 う予定年月日	
廃止・休止・ 定員変更を行 う理由	(別紙)
現に入所して いる者に対 する措置	(別紙)
休 止 の 場 合 休 止 予 定 期 間	
入 所 定 員	変更前： 変更後：

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 施設の所在する区域の市町村の意見書

第13号様式 (第11条の2関係)

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

施設設置者 氏 名 ⑩

養護老人ホ ム等廃止・休止・入所定員変更認可申請書

年 月 日付け 第 号で設置の認可を受けた養護老人ホ ム等について
次のとおり { 廃止したい
休止したい
入所定員を変更したい } ので認可されるように、関係書類を添えて申請します。

施設 の 名 称	
所 在 地	
施設 の 種 類	(養護老人ホ ム、特別養護老人ホ ムの別を記入すること。)
廃止・休止・ 定員変更を行う 予 定 年 月 日	
廃止・休止・ 定員変更を 行 う 理 由	(別 紙)
現に入所して いる者に対 する措 置	(別 紙)
休 止 の 場 合 休 止 予 定 期 間	
入 所 定 員	変更前： 変更後：

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 施設の所在する区域の市町村の意見書

<p> 民営第二十号「建床面積」や「建築面積」に「青写真で」や「図面に」に定める 民営第二十号「軽費老人ホ」を別紙により」や「次のとおり軽費老人ホ」を 民営第二十号「建築面積」に「2 実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴」 民営第二十号「施設管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴」に 「注 図面に 主要寸法、名称、面積、窓、出入口等を記入すること。 」や 各室毎 添付する 主要寸法、名称、面積、窓、出入口等を記入すること。 に設けられている設備及び備品について、その名称及び数量を記載した表を 民営第二十号「氏名」に「氏名」に 「注」に「注 当該変更に関する関係書類を添付すること。 」 </p>	<p> 紙に記載する等によりこの様式に準じた申請書を作成する 3 当該変更に関する関係書類を添付すること。 </p> <p> 置許可を受けた者は、 1号、第4号及び第5号 1号、第4号及び第5号 1号、第4号及び第5号 の枚数を増加し、又は別 こと。 </p> <p> 「注 関係書類として 1 財産目録及び 2 廃止について 3 設置に要した 4 国又は県から 5 最近の収支決 6 最近における </p>
<p> 民営第二十号「氏名」に「氏名」に 「注」に「注 当該変更に関する関係書類を添付すること。 」 「注」 1 軽費老人ホ」を提出した者は、その届け出た事項に変更を生じたと 変更の日から一月以内にその旨を知事に届け出なければならない。 2 記載事項が多いため、この様式により難しい場合は、用紙の枚数を増加し、又 紙に記載する等によりこの様式に準じた届を作成すること。 3 当該変更に関する関係書類を添付すること。 </p>	<p> 次のものを添付すること。 その処分方法 の議事録 総経費と財源 の補助金の精算 算書 利用者の状況 </p> <p> 「注 1 社会福祉法 条第2項の規 廃止しようと ならない。 2 関係書類と 1 財産目録 2 廃止につ 3 設置に要 4 国又は県 5 最近の収 6 最近にお </p>
<p> 民営第二十号「注」に「注 当該変更に関する関係書類を添付すること。 」 「注」 1 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホ」を 同条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第 1号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受 2 記載事項が多いため、この様式により難しい場合は、用紙 </p>	<p> 「注 1 社会福祉法 条第1項の規定による軽費老人ホ」を 同条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第 1号に掲げる事項を受け、軽費老人ホ」を 同条第1項の規定による軽費老人ホ」を 同条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第 1号に掲げる事項を受け、軽費老人ホ」を </p>

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成二十年三月二十一日印刷
平成二十年三月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））